

国立市庁舎における自動販売機設置事業者選定プロポーザル 仕 様 書 (案)

1. 設置目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、国立市役所庁舎の自動販売機コーナーに、一時貸付契約による飲料用自動販売機の設置を行うことにより、国立市有財産の有効活用と庁舎利用者の利便性向上、さらには、災害発生時に無償で飲料の提供を行うことを目的とする。

2. 設置場所

国立市富士見台二丁目47番地の1

国立市役所庁舎西側ロビー（「施設案内図」「自動販売機設置位置図」参照）

3. 設置台数

設置台数は、国立市役所庁舎西側ロビーに3台を設置する。左記以外に、企画提案内容によっては、庁舎敷地内にも（屋外）設置を認める。

またバラエティに富む品揃えに対応するため、商品種類を40種類以上（物件A及びB、物件Cについては対象外）用意できるものとする。

4. 設置期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間とする。

ただし、期間中の履行状況等を勘案したうえで、継続貸付をすることに支障がないと市が判断した場合には、当初貸付開始日（令和4年4月1日）から5年間を限度として1年単位で、再契約ができるものとし、再契約を希望する場合は、各年の12月末日までに市に対し、書面にて申請することとする。

なお、本件貸付契約には、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はないものとする。

5. 設置条件

(1) 自動販売機の仕様

設置する自動販売機は、次の①から⑦までの条件を満たす機種とし、事前に市と協議し、承諾を得ること。

①サイズ

自動販売機のサイズは、設置場所ごとに次のとおりとする。なお、記載サイズは自動販売機のサイズとする。ただし、設置可能サイズ（背面スペースを含む）を記載しているため、記載サイズ以内で設置できる機種であれば可とする。転倒防止板の面積は考慮しなくてよいものとする。

・物件 A }
 }

- ・物件 B 幅 (A+B+C) 2,900 mm程度×奥行 750 mm程度×高さ 1,900 mm程度
- ・物件 C

②販売種類

販売種類は、設置場所ごとに次のとおりとする。なお、物件 A・B の販売種類については、記載種類のうち一部のみの取り扱いも可とする。

- ・物件 A ビン、缶、ペットボトル
- ・物件 B ビン、缶、ペットボトル
- ・物件 C 紙コップ式 (ホット及びコールドが扱えるもの)

③環境対応

設置する自動販売機は、ノンフロン対応機とすること。また、ヒートポンプ式や LED 照明の機種など環境に配慮した省エネルギー型のものとし、閉庁時間中はタイマーによる自動消灯など節電機能を有すること。

④デザイン

設置する自動販売機をユニバーサルデザインの機種とし、すべての利用者が容易に扱うことができるものとする。

また、外観デザインは公序良俗に反しないものとし、著しく華美なものとしてはならない。

⑤災害救助ベンダー

災害発生時に市が飲料の提供を必要とした場合に、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供できる自動販売機とすること。

また、その操作方法は市職員が容易にできるものとする。

⑥転倒防止対策

自動販売機の設置にあたっては、地震等で転倒することがないように転倒防止対策を施すこと。また、対策実施にあたっては、できる限り庁舎の躯体に負担がかからない方法とすること。

⑦キャッシュレス決済端末の導入

キャッシュレス決済機能として、交通系電子マネーの (Suica、PASMO 等) 決済ができる自動販売機を導入すること。(物件 C については必須ではない)

(2) 販売品目及び価格

①販売品目

自動販売機で販売できる品目は飲料のみとし、アルコール類は禁止とする。

また、販売商品は、水、お茶、乳製品、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、ジュース類など幅広い種類を取り揃え、陳列商品の決定にあたっては、市と協議のうえ決定すること。

②販売価格

販売価格は、標準販売価格より 10 円以上割り引くこと。なお、設置期間中に物価の変動や消費税率の改定により商品の標準販売価格が変更となった場合には、本市と協議により設置自動販売機の販売価格を変更することができる。

(3) 設備及び商品等の維持管理

①フルオペレーション

設置事業者は、自動販売機の設置、定期的メンテナンス管理、商品の補充、売上金回収及び釣銭補充などの金銭管理、空き容器の回収ボックスの設置及び空き容器回収、自動販売機内部及び外観の清掃、故障時の緊急対応など自動販売機の設置管理運営に必要な一切の業務を行うこと。

②故障時等の対応

設置事業者は、不具合や故障時に迅速な対応をするため、常に専門の技術者を派遣できる体制を構築し、設置する自動販売機の硬貨投入口周辺の見やすい位置に、故障等発生時の緊急連絡先を明示すること。また、故障等で購入できなかった自動販売機利用者に対し誠実に対応すること。

③商品管理及び作業等

商品の賞味期限には特段の注意を払うとともに、品切れ状態が継続しないよう商品の補充を適切に行うこと。品切れの連絡を受けた場合には迅速に対応すること。特に、夏季には利用者が増加することから十分留意すること。

また、商品の搬出入及び入替え作業にあたっては、通行人の迷惑とならないよう留意すること。故障その他の理由により自動販売機の機種変更を行う場合は、事前に市と協議し承諾を受けること。

④衛生管理

衛生管理、感染症対策等について、関係法令を遵守し、商品販売に必要な営業許可等関係機関への必要な届出及び検査がある場合には、遅延なく手続きを行うこと。

⑤周辺環境の美化

設置事業者は、自動販売機及びその周辺環境の美化に努め、容器の種類ごとに分別して排出ができる空容器回収ボックスを設置すること。空容器回収ボックスは満杯にならないように、設置事業者において定期的に回収作業を行い、市より連絡があった場合には速やかに臨時回収の対応をすること。回収した空容器は関係法令に従い適切にリサイクルすること。外部から持ち込まれる空容器の一部混入は承知されたい。

空容器回収ボックスの設置場所及び設置個数については、1階から3階までの各階に容器ごとに設置するものとし、その詳細については市と協議のうえ決定すること。

(4) 必要経費の負担

①自動販売機の設置及び撤去費

自動販売機の設置、撤去については、すべて設置事業者の責任のもと、設置事業者の費用負担で実施すること。

また、市が自動販売機の設置場所を公用又は公共用に必要とする場合には、設置事業者は設置された自動販売機を設置事業者の費用負担で移設すること。

②電気料金

自動販売機には、自動販売機の運転に係る電気料金を把握するため、検定に合格し、かつ、有効期間内の電気子メーターを設置事業者の負担で設置すること。

電気料金は、電気子メーターにより計測した使用量を基に計算した実費相当額を市が指定する方法で四半期ごとに支払期限までに納入すること。

③その他有益費等

設置事業者は、自動販売機の設置のために市役所施設に支出した有益費、必要経費

その他の費用を請求することができない。

④自販機の防犯対策

自動販売機は、日本自動販売機工業会作成の「自販機堅牢化基準」を遵守し、犯罪防止に努めること。

(5) 実績報告

毎月10日までに、前月分の売上本数、売上高等を記載した売上実績報告書を作成し報告すること。また、必要に応じ自動販売機から出力される売上データ等の資料を提供すること。

(6) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したとき、または、契約解除等により自動販売機を撤去するときは、速やかに原状に回復して返還しなければならない。ただし、市が承諾したときはこの限りではない。

(7) 損害賠償等

設置事業者は、その責に帰する理由により市役所庁舎施設を滅失または毀損した場合及び本仕様書に定める義務を履行しないために本市に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。

また、自動販売機に関係して発生した第三者に対する事故について、市の責に帰さない理由による場合は、設置事業者において誠実な対応と賠償を行うこと。

(8) 転貸及び譲渡禁止

設置場所の全部または一部を第三者に転貸すること及び賃借権を譲渡することはできない。

6. 貸付料

貸付料は、自動販売機の販売金額(消費税及び地方諸費税を含まない。)に売上本数を乗じ、さらに貸付料率を乗じた金額に消費税額を加算して得た金額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。また上記貸付料率は、30%以上とする。

貸付料の納付については、1か月分を翌月の月末までに市が指定する方法により納入すること。支払いにあたり振込手数料等の費用が発生した場合は、設置事業者の負担とする。

7. 企画提案内容の仕様書反映

本プロポーザルの企画提案では、新規自動販売機設置計画案とキャッシュレス決済導入案が必須の提案項目である。また上記案の導入の可否については発注者の判断となるが、導入が決定した際には、受注者と発注者で協議しその詳細を仕様書へ反映する。

8. その他

本仕様書に定めのない事項については、市と協議し定めるものとする。

<参考>

- | | |
|------------|--|
| (1) 施設の職員数 | 約614名（会計年度任用職員等を含む令和3年12月時点） |
| (2) 施設の利用者 | 市職員及び市役所来庁者、谷保第四公園利用者 |
| (3) 予想売上金額 | 年間合計500万円程度
なお、上記金額は過去3台設置時の販売実績等から見込む予想売上金額であり、今後の売上を保証するものではない。 |
| (4) 施設内の売店 | 職員組合の売店あり（地下1階） |
| (5) 隣接市有施設 | 谷保第四公園、市民総合体育館、市民芸術小ホール |

以上